

# 高圧ガス保安法実務マニュアル

## ( 第二種貯蔵所編 )

一般高圧ガス保安規則及び液化石油ガス保安規則の適用を受ける  
第二種貯蔵所に適用する。

### 第二種貯蔵所とは

容積300m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満（第一種ガスの場合は300m<sup>3</sup>以上3,000m<sup>3</sup>未満）の高圧ガスを貯蔵するときは、届出が必要になり、届け出て設置する施設を「第二種貯蔵所」という。

ただし、第一種製造者、液化石油ガス法の販売事業者が、その許可を受けたところにより貯蔵するときは、この限りでない。

### < 目次 >

	頁
第二種貯蔵所設置届 -----	1
第二種貯蔵所位置等変更届 -----	8
代表者等変更届 -----	13
高圧ガス貯蔵所廃止届 -----	14
様 式 -----	15

平成 1 9 年 4 月

福島県生活環境部県民安全領域

## 第二種貯蔵所設置届

第二種貯蔵所を設置しようとする者が、法第17条の2第1項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりであります。

- 1 届出単位 「貯蔵施設」ごとに行うこと。
- 2 提出時期 原則として工事に着手しようとする日の10日前までに行うこと。
- 3 提出先 施設の所在地を管轄する地方振興局
- 4 提出部数 正本1部
- 6 提出書類一覧

第二種貯蔵所設置届書（様式1）のほか、次のような書類が必要になります。

	必要となる書類	備考
2	貯蔵計画書	[様式3、記載例8-(2)項のとおり]
3	貯蔵計画書に添付して必要になる書類	
(1)	事業所全体平面図	
(2)	高圧ガスフローシート	
(3)	高圧ガス貯蔵設備配置図	
(4)	ガス設備及び高圧ガス設備の配管図	
(5)	機器一覧表及びその仕様書、構造図、強度計算書等	
(6)	高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面	
(7)	耐震設計構造物に係る計算書	
(8)	貯蔵設備建屋、容器置場等の図面	
(9)	保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面	
4	貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面（貯蔵所案内図）	

## 7 第二種貯蔵所として届出が必要になる範囲

容積300m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満（第一種ガスは300m<sup>3</sup>以上3,000m<sup>3</sup>未満）貯蔵するときに届出が必要になりますが、貯蔵量の算定方法は、次によります。

貯蔵する高圧ガスが液化ガスの場合は、質量10kgをもって容積1m<sup>3</sup>とみなして算出します。

設備（容器）が2個以上ある場合で、次の一に該当するときは合算します。

設備（容器）が配管によって接続されているとき（低圧部での接続を含む。）

設備（容器）が配管によって接続されていないときであって、

ア 設備（容器）と設備（容器）との間が30m以下であるとき

イ 設備（容器）が同一構築物内にあるとき

が一貯蔵所単位となります。従って、一事業所内で に該当しない貯蔵形態（例：設備間が30m超ある場合等）が複数ある場合は、それぞれが一貯蔵所としての届出が必要となります。

## 8 提出書類の作成要領

### (1) 第二種貯蔵所設置届書（様式1）の作成要領

#### 名 称

法人にあっては法人名称に加えて貯蔵所名まで記入すること。個人にあっては貯蔵所名を記入すること。また、同一敷地内において複数の貯蔵所を保有することになるときは、ガス名区分又は貯蔵所に通し番号を付けるなどして区別すること。

[例] 法人： (株) 第 貯蔵所 個人： 貯 蔵 所

#### 事務所所在地

法人にあっては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

#### 貯蔵所所在地

高圧ガスの貯蔵を行おうとする所在地を記入すること。

#### 代表者氏名及び印

法人にあっては法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入し、押印は代表者の登記印ですること。個人にあっては氏名を記入し、印鑑登録印を押印すること。

（委任により申請する場合）

申請は、当該法人の代表権を有する者が行うものでありますが、事業所の長等が代理人となって申請することもできます。

この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面（委任状（様式2））を添付すること。

(2) 貯蔵計画書（様式3）の作成要領

貯蔵計画書の記載項目及びその記載内容等は、次の例により作成のこと。

< 記載例 >

## 貯 蔵 計 画 書

1 貯蔵の目的

（貯蔵する高圧ガスの種類及びその貯蔵目的を具体的に記載すること。）

2 貯蔵の方法

（貯蔵設備の種類毎（貯槽、容器の別）に高圧ガスの種類を整理し記載すること。）

3 貯蔵設備の貯蔵能力

（高圧ガスの種類毎に計算した貯蔵能力を表にまとめ、個々の算式を記載すること。）

高圧ガスの種類	設備の種類	公称能力 m <sup>3</sup> 又はkg	基数	高圧ガスの状態	貯蔵能力 m <sup>3</sup> 又はkg	備 考
	貯槽、容器			圧縮、液化、圧縮＋液化		
	貯槽、容器			圧縮、液化、圧縮＋液化		
	貯槽、容器			圧縮、液化、圧縮＋液化		
合 計						

[ 続いて、設備毎の計算式を記載すること。 ]

4 保安物件に対する距離

(1) 設 備 距 離

（貯蔵設備は、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上を有すること。）

一般ガス：可燃性又は毒性ガス = L<sub>1</sub> 、酸素 = L<sub>2</sub> 、その他のもの = L<sub>3</sub> 以上の確保  
液化石油ガス：L<sub>1</sub> 以上の確保

（貯蔵設備の第二種設備距離は、事業所敷地内で確保すること。）

一般ガス：可燃性又は毒性ガス = L<sub>2</sub> 、酸素 = L<sub>3</sub> 、その他のもの = L<sub>4</sub> 以上の確保  
液化石油ガス：L<sub>4</sub> 以上の確保

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第二種保安物件を明示すること。

(障壁構造等による距離緩和措置)

一般ガス：一般則に緩和措置はありません。

液化石油ガス：液石則第6条第1項第3号、第24条第2号)

高压カ <sup>*</sup> スの種類	貯蔵能力 又は処理能力	第一種設備距離		第二種設備距離		高压ガス設備から敷地 境界までの最も 近い距離
		法定距離	実距離	法定距離	実距離	

(2) 置場距離 (容器が配管に接続されていない貯蔵の場合)

(容器置場は、第一種保安物件に対し第一種置場距離 (  $l_1$  ) 以上を有すること。 )

(容器置場の第二種置場距離 (  $l_2$  ) は、事業所敷地内で確保すること。 )

(障壁構造等による距離緩和措置)

一般ガス：一般則第6条第1項第42号八

液化石油ガス：液石則第6条第1項第35号八)

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第二種保安物件を明示すること。

高压カ <sup>*</sup> スの種類	容器置場 の面積	第一種設備距離		第二種設備距離		容器置場から敷地 境界までの最も 近い距離
		法定距離	実距離	法定距離	実距離	

5 貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準 (法第18条第2項) に関する事項

(技術上の基準に適合していることを該当規則の条項毎に対応して記述すること。

また、内容が示してある図面番号を記載すること。 )

対応条項 一般ガス：貯槽による貯蔵の場合 一般則第22条

: 容器による貯蔵の場合 一般則第23条

液化石油ガス：定置式製造設備の場合 液石則第23条

: 容器による貯蔵の場合 液石則第24条

規則の 条項号	基準項目	対応事項	備考 別添資料等

6 その他（設置場所について、都市計画法に基づく区域指定の状況を記述すること。）

(3) 貯蔵計画書に添付して必要になる書類等の作成要領

（概ね、次のような書面又は図面を添付する必要があります。）

事業所全体平面図

事業所境界線を明示のこと。

高圧ガス貯蔵施設の位置を図示すること。

保安距離を図示すること。

火気取扱施設、危険物施設の位置を図示すること。

耐震設計の必要な施設については、ボーリングをした位置を明示のこと。

警戒標の種類及び取付位置を明示のこと。

高圧ガスフローシート

機器一覧表による個々の機器の整理番号を書き込むこと。

通常の使用状態における液・ガスライン、受入・払出ラインについて、色分け等により分かりやすくすること。

ガス設備、高圧ガス設備及び圧力区分を明確にすること。

除害設備の処理フローも記載すること。

高圧ガス貯蔵設備の配置図

貯蔵設備の位置、大きさ及び設備間距離等を図示すること。

次の設備がある場合は図示等をする事。

ア 障壁、防液堤の設置位置

イ 防消火設備（散水装置を含む）の操作位置等（ポンプの駆動場所、消火栓の位置、消火器の設置位置、本数等）[操作位置と対象設備間の距離も図示のこと。]

リ ガス漏洩検知警報設備の検知部、外部発報部及び濃度指示・警報場所

Ⅰ 緊急しゃ断弁の取付位置及び操作位置

[ 操作位置と対象設備間の距離も図示のこと。 ]

オ 通報設備の設置位置

カ タンクローリーの停車位置

高圧ガス設備の配管図

( アイソメ図によるなど、できるだけ立体配管図を添付すること。 )

機器一覧表

( 貯蔵設備、その他の主要高圧ガス設備(弁類、配管、及びローディングアーム等)等について、設備の種類毎に機器一覧表を作成し、さらに、メーカー等が作成した、次の書類を添付すること。 )

仕様書及び構造図

強度計算書 [ 特定設備検査合格品、高圧ガス設備試験合格品及び認定試験者試験等合格品を使用することとしている場合は、省略することができます。 ]

安全弁にあっては、吹出量計算書

高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

( 基礎図には、配筋の太さ、ピッチ、材質等を明示すること。 )

耐震設計構造物の計算書

( 基礎及び支持構造物についての計算条件及び計算結果の書面であり、一級建築士による確認(押印してあること)を得たものであること。 )

貯蔵設備の建屋、容器置場等の図面

貯蔵設備の建屋、容器置場等の寸法、屋根の材質を明らかにすること。

換気口の数、面積、場所等を図示すること。

ガスの種類別に置場を明示すること。

充てん容器置場、残ガス容器置場の区分を明示すること。

容器置場内の通路を明確にしたい場合は、通路を明示のこと。

保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

防火設備の散水配管図、散水量計算書(散水ポンプ能力、圧力損失計算書等)、貯水量計算書

ガス検知警報設備の仕様

除害設備の能力及び仕様

防液堤、障壁等の構造図

(4) 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面の作成要領

貯蔵所案内図

最寄りの駅等から貯蔵所までの道順等を明示のこと。

貯蔵所と隣接する他事業所等との関係及び民家等付近の状況が示されていること。



## 第二種貯蔵所位置等変更届

第二種貯蔵所の所有者又は占有者が、貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとする際、法第19条第4項に基づいて知事に変更許可の申請を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 「届出をしている第二種貯蔵所」ごとに行うこと。
- 2 提出時期 原則として工事に着手しようとする日の10日前までに行うこと。
- 3 提出先 届け出ている地方振興局
- 4 提出部数 正本2部（1部は届出者への返戻用になります。）
- 5 提出書類一覧

第二種貯蔵所位置等変更届書（様式4）のほか、次のような書類が必要になります。

	必要となる書類	備考
1	貯蔵施設等変更明細書	
2	変更明細書に添付して必要になる書類	変更の内容により、次の書類等を適宜添付すること。
(1)	事業所全体平面図	
(2)	高圧ガスフローシート	
(3)	高圧ガス貯蔵設備の配置図	変更部分が明確になるよう色分けするとともに、必要に応じ変更前、変更後の図面を作成し添付すること。
(4)	高圧ガス設備の配管図	
(5)	機器一覧表及びその仕様書、構造図、強度計算書等	
(6)	高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面	
(7)	耐震設計構造物に係る計算書	
(8)	貯蔵設備建屋、容器置場等の図面	
(9)	保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面	

## 7 提出書類の作成要領

### (1) 第二種貯蔵所位置等変更届書（様式4）の作成要領

名称

届出をした（届出受理通知記載の）貯蔵所名を記入すること。

[例] 法人： (株) 第 貯蔵所 個人： 貯蔵所  
事務所所在地

法人にあっては登記してある本社所在地の記入欄である。個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

貯蔵所所在地

届出をした（届出受理通知記載の）貯蔵所所在地の記入欄である。

代表者氏名及び印

法人にあっては法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入し、押印は代表者の登記印ですること。個人にあっては氏名を記入し、印鑑登録印を押印すること。

申請は、当該法人の代表権を有する者が行うものでありますが、事業所の長等が代理人となって申請することもできます。

この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面（委任状（様式2））を添付すること。

なお、新規届出時等に包括委任を受けている者が、申請する場合には新たに委任状を添付する必要はありません。

### (2) 貯蔵施設等変更明細書の作成要領

貯蔵施設等変更明細書の記載項目及びその記載内容等は、次の例により作成のこと。

< 記載例 >

#### 貯蔵施設等変更明細書

##### 1 変更の目的

（変更の目的を具体的に記載すること。）

##### 2 変更の内容

（貯蔵施設の変更の内容を明確にしなが、箇条書に簡潔に記載すること。）

### 3 貯蔵設備の貯蔵能力及び性能

変更 有 ・ 無

(変更がない場合は、現在許可を受けている数値を次の表の変更前の欄に記入し、  
他は斜線としてください。)

高压カ <sup>*</sup> スの種類	設備名	高压ガスの状態	貯蔵能力 ( m <sup>3</sup> 又はkg )		
			変更前	変更後	増減
		圧縮、液化、圧縮 + 液化			
		圧縮、液化、圧縮 + 液化			
合 計					

増減欄で、減量の場合は 〃 で示すこと。

[ 続いて、増減する設備の計算式を記載すること。 ]

### 4 保安物件に対する距離

#### (1) 設 備 距 離

変更 有 ・ 無

(変更がある場合にあっては、次により記載すること。)

(貯蔵設備は、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上を有すること。)

一 般 ガ ス：可燃性又は毒性ガス =  $L_1$ 、酸素 =  $L_2$ 、不活性ガス =  $L_3$  以上の確保  
液化石油ガス： $L_1$  以上の確保

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第二種保安物件を明示すること。

(貯蔵設備の第二種設備距離は、事業所敷地内で確保すること。)

一 般 ガ ス：可燃性又は毒性ガス =  $L_2$ 、酸素 =  $L_3$ 、不活性ガス =  $L_4$  以上の確保  
液化石油ガス： $L_4$  以上の確保

(障壁構造等による距離緩和措置

一 般 ガ ス：一般則に緩和措置はありません。

液化石油ガス：液石則第6条第1項第3号、第24条第2号)

高压カ <sup>*</sup> スの種類	貯蔵能力 又は処理能力	第一種設備距離		第二種設備距離		高压カ <sup>*</sup> ス設備から敷地 境界までの最 も近い距離
		法定距離	実距離	法定距離	実距離	

(2) 置場距離（容器が配管に接続されていない貯蔵の場合）

変更 有 ・ 無

（変更がある場合にあっては、次により記載すること。）

（容器置場は、第一種保安物件に対し第一種置場距離（ $l_1$ ）以上を有すること。）

（容器置場の第二種置場距離（ $l_2$ ）は、事業所敷地内で確保すること。）

（障壁構造等による距離緩和措置

一 般 ガ ス：一般則第6条第1項第42号八

液化石油ガス：液石則第6条第1項第35号八）

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第二種保安物件を明示すること。

高圧カ <sup>*</sup> スの種類	容器置場の面積	第一種置場距離		第二種置場距離		容器置場から敷地境界までの最も近い距離
		法定距離	実距離	法定距離	実距離	

5 貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準（法第19条第1項）に関する事項

（技術上の基準に適合していることを該当規則の条項毎に対応して記述すること。

また、内容が示してある図面番号を記載すること。）

対応条項 一 般 ガ ス：貯槽による貯蔵の場合 一般則第22条  
 : 容器による貯蔵の場合 一般則第23条  
 液化石油ガス：貯槽による貯蔵の場合 液石則第23条  
 : 容器による貯蔵の場合 液石則第24条

規則の条項号	基準項目	対応事項	備考 別添資料等

(3) 貯蔵施設等変更明細書に添付して必要になる書類等の作成要領

( 変更の内容により、「6 提出書類一覧」による書類を適宜添付すること。

記載方法は、貯蔵所の設置届の手続きの項( 8 - (3)貯蔵計画書に添付して必要になる書類等の作成要領)を参照のこと。

なお、変更箇所が複雑な図面等にあっては、変更部分が明確になるよう色分けするとともに、変更前、変更後の図面を添付すること。)

## 代表者等変更届

第二種貯蔵所の所有者又は占有者が、代表者、名称等を変更し、知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 届出をしている第二種貯蔵所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 変更後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 届け出ている地方振興局
- 4 提出部数 正本2部（1部は届出者への返戻用になります。）
- 5 提出書類一覧

代表者等変更届書（様式5）のほか、次のような書類が必要になります。

区分	変更の内容	必要添付書類
法人の場合	名称及び事務所所在地の変更	登記事項証明書
	代表者の変更	登記事項証明書
	貯蔵所名称の変更	特になし
	住居表示の変更による事務所又は貯蔵所所在地の変更	市町村発行の証明書
個人の場合	事務所所在地の変更	住民票
	同一人で氏名の変更	戸籍謄本又は抄本
	貯蔵所名称の変更	特になし
	住居表示の変更による事務所又は貯蔵所所在地の変更	市町村発行の証明書

注) 代表者の変更届の際、今後、高圧ガスに係る届出等を事業所の長等に委任する場合には、同時に委任状を提出することが望ましい。

## 高圧ガス貯蔵所廃止届

第二種貯蔵所の所有者又は占有者が、第二種貯蔵所の用途を廃止したとき、法第21条第5項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 第二種貯蔵所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 廃止後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 届出をした地方振興局
- 4 提出部数 正本1部
- 5 提出書類 貯蔵所廃止届書（様式6）によること。